

## 木簡と地域社会

大宰府政庁跡の西に隣接する丘陵は蔵司と呼ばれています。昭和45（1970）年、その西側（蔵司西地区）における発掘調査で、9点の木簡が出土しました。これらは大宰府史跡では初めて出土した木簡であり、また九州で出土した初めての木簡でもあったのです。そのうちの1点に、次のように記されたものがあります（同遺跡出土第4号木簡）。

八月廿日記貸稻数 □ 財部人 物 財

「貸稻」は古い呼称で大宝律令施行以降では「出挙」と呼ばれるようになった、稻穀の強制貸付のことです。春に稻穀（本稻）を貸し付けて、秋の収穫時に利息（利稻）を加えて返納させたのです。年月日の後に「記」を付す書式は7世紀末が下限とされることからも、大宝律令以前に遡るものとみてよさそうです。下部が欠損しているために不明な点も多いのですが、これは貸し付けた人名とその稻の束数を記した木簡と推定されています。

これによく似た木簡は、福岡県小郡市の井上薬師堂遺跡からも出土しています（同遺跡出土第2号木簡）。それによれば、「□（寅）年白日椋稻遣人」と記した後に、4行にわたって「黒人



赤加倍十」「山部田母之本廿」などの記載があります。「稻遣人」は出挙した稻がまだ返納されていない人のことを、「黒人赤加」「山部田母」はその人名、「倍十」の「倍」は「本稻十利稻」、「本廿」の「本」は「本稻」を意味すると推定されています。こう考えられると、黒人赤加は本稻・利稻合せて十束を、山ア田母は本稻二十束を、まだ返納していないということになります。しかも、「本稻十利稻」が「倍」とされていること（本稻と利稻を足して倍の量になる）からすれば、その利率は十割であった可能性が指摘されています。さらに「白日椋」は「しらいのくら」と訓み、倉庫の名前で、出挙の貸付・返納がそれを収納する倉を単位に行われていた証拠とも考えられています。つまりこの木簡は、当時の出挙による收取のあり方を、きわめて具体的にうかがうことのできる貴重な史料なのです。

出挙に関する木簡は、全国的にも出土例が増加しており、これまでには明らかにすることができなかつたその実態が徐々にみえてきました。いまや各地から出土する木簡は、こうした古代の地域社会のあり方を考えるうえで欠くことのできない史料となっています。